

全国公的扶助研究会ML運営規則

2019年5月11日制定

第1条（目的・対象）

- 1 この規則は、当会が管理するメーリングリスト（以下「当会ML」という。）の設置及び利用について定める。
- 2 前項の当会MLとは、電子メール等による参加者の発言内容について、参加者全員が電子メール等により受信等して閲覧することのできるシステムをいう。

第2条（管理）

- 1 当会MLの管理は、事務局が行う。
- 2 当会MLの責任者は、当会MLの運営に関して責任を負うとともに、参加の承認、参加者に対する注意警告、第6条に定める各手続及び相当な理由のあるときには、当会MLの閉鎖などを行う権限を有する。
- 3 事務局は、当会の委託する管理業者に指示して、当会MLの運営に必要な作業をさせることができる。

第3条（当会ML）

- 1 当会は、当会の活動目的に反しない範囲において、会員間の情報共有、連絡及び意見交換のため、当会MLを開設し、主宰する。
- 2 当会MLには、当会会員で当規則を遵守する者が参加できる。
- 3 当会ML参加者は、いつでも管理者に対し、当会MLからの脱退手続を求めることができる。
- 4 新たな参加者があった場合には、管理者はその旨を当会MLを用いて参加者に周知するものとする。
- 5 アドレスの変更等のある場合は、変更前と変更後の内容を記載して、事前に管理者宛にメールにて届け出る。
- 6 何人も、当会MLにおける発言の事実及び内容について、当会会員がこれを当然に知っているものとみなし、または取り扱ってはならない。

第4条（参加者の義務）

- 1 当会MLに参加する者は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 以下のような投稿をしてはならない。
 - ① 法令に違反するもの
 - ② 他人の権利を侵害したり、経済的・精神的損害を与えるもの
 - ③ 脅迫的なもの
 - ④ 他人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害するもの
 - ⑤ いやがらせや他人を誹謗中傷するもの
 - ⑥ 猥褻・猥雑な投稿や品性を欠くもの

- ⑦ 罵詈雑言に類するもの、嫌悪感を与えるもの
 - ⑧ 民族的・人種的差別につながるもの
 - ⑨ 倫理的観点などから問題のあるもの。
- (2) 発言に際しては、名前を明記する。
 - (3) 当会MLでの投稿の転載・引用は特に許可のない限り行わない。転載可能な場合は「転送歓迎」などの文言を明記する。
 - (4) ウイルスメールやチェーンメールを投稿しない。
 - (5) サーバーの負荷を軽減し、すべての参加者が正常に受信できるようなメールの発信を心がける。特に、添付ファイルの容量は1MB以下とする。
- 2 当会MLに参加する者は、以下の事項について努力しなければならない。
- (1) 必要不可欠な場合を除き、当事者、支援者またはその他の者に関する個人情報は記載しない。
 - (2) 当会ML参加者が不要なメールを受信しないよう、当会MLの目的に適合した発言に努め、目的から外れた投稿をしない。
 - (3) 個人間の連絡に用いない。
 - (4) 投稿内容がわかるような件名をつける。なお、件名はできる限り簡略なものとする。
 - (5) 発言に際しての他者の発言の引用は、できる限り省略し、データ量を節約する。
 - (6) 当会がさまざまな立場にある人々で構成されていることを認識し、当会MLの目的に合致しないような議論は避ける。
 - (7) 管理者の注意等には従い、ML参加者にできる限り迷惑がかからないように努める。

第5条（削除等）

- 1 管理者は、法令に違反する発言その他前条に反する行為を行った者については、以下の手順により、当会MLの利用を禁止することができる。
 - (1) 管理者が、上記に該当すると判断した場合には、該当者をリストから削除する。
 - (2) リストから削除された者は、管理者または役員に対し、書面にて不服を申し立てることができる。
 - (3) 不服申立の結果、削除の理由がないと判断された場合には、代表は、該当者を当会MLに復帰できるよう管理者に命じ、管理者はこれを復帰させなければならない。
- 2 リストから削除された者からの要求がない場合は、管理者は前項（3）の措置を取る義務を何ら負わない。

第6条（管理上の利用停止）

当会は、当会の機器の整備のために必要があるときには、事前に管理者に予告した上で、当会MLの利用を一時的に停止することができる。